8月3日は「司法書士の日」　特別記念対談

被災地に見る相続登記の重要性

8月3日は「司法書士の日」。明治5年（1872年）8月3日、日本初の裁判所構成法ともいうべき「司法職務定制」が定められ、法制度を支える3つの基本的職能「証書人・代書人・代言人」が誕生した。日本が新たな法制度を導入したこの日、同時に司法書士制度が始まったと言える。今回は「司法書士の日」を記念して、埼玉司法書士会の柴由之会長と日本赤十字社埼玉県支部の森尾博之事務局長が、被災地支援や相続対策の重要性について語り合った。

埼玉司法書士会会長
柴 由之氏

×

日本赤十字社埼玉県支部
事務局長
森尾 博之氏

被災者支援に尽力

◆災害対応と被災者支援

柴会長　日ごろより大変お世話になっております。司法書士の日の対談にお時間をいただきありがとうございます。まずは司法書士についてお話をしたいと思います。

司法書士の起源は明治5年に定められた代書人とされます。その後、司法代書人、司法書士と名称も変わり、不動産や会社等の登記手続や裁判所提出書類の作成を中心に歴史を刻んできました。時代とともに成年後見・財産管理業務や簡易裁判所における訴訟代理等の業務が加わり、市民の身近な法律専門家として活動しております。

森尾事務局長　対談にお招きいただきありがとうございます。埼玉司法書士会の皆様にはセミナーの共催や、日赤埼玉県支部に寄せられた相談への対応などにご協力をいただき、大変感謝しております。

日本赤十字社について説明をさせていただきますと、明治10（1877）年に西南戦争の負傷者救護のために設立された「博愛社」という団体が前身です。その後、日本赤十字社に改称し、世界で19番目の赤十字社として認められました。

現在は、国内外における災害救護をはじめ、医療事業や血液事業など苦しむ人を救うために幅広い分野で活動を展開しています。

柴会長　先日は、当会の研修会において日本赤十字社の災害対応についてご報告をいただきました。当会でも、1月1日に発生した令和6年能登半島地震の対応として、電話相談のほか、日本司法書士会連合会と連携して、被災地自治体での相談を実施しているところです。改めて日本赤十字社の取り組みを教えていただけますか？

森尾事務局長　日本赤十字社は、発災直後から全国の支部や病院から救護班や災害医療コーディネーター、あるいは心のケアチームや病院を支援する看護師などを被災地に派遣し、正に総力を挙げて被災者の支援に当たりました。

資料を使った災害対応の説明

埼玉県支部は、災害発生直後から態勢を整え、3月に活動を終えるまでの164日間にわたり、3つの赤十字病院を中心に管内の施設から延べ128人の職員を被災地に派遣しました。またボランティアにも協力いただき、資材の撤収や整備などをお願いしました。

我々は、被害が甚大だった珠洲市で主に活動を行いました。災害発生初期は被災地にアクセスする道路の至る所にある亀裂や、天候の影響で到着するのに多くの時間を要しました。さらに、水も電気もトイレもないことや度々の降雪など、大変に厳しい活動環境にありました。活動に当たった医師は、「避難生活を送る被災者の大変さが身にしみた」と話しています。それでも、「赤十字のマークを見て安心した」、「ここまで来てくれてありがとう」という被災者の温かい言葉、そして、赤十字を応援してくださっている皆様の思いを力にして、活動を続けることができました。

現地での活動で非常に役に立ったのは、昨年10月に秩父で実施した近隣1都7県支部との合同訓練でした。土地勘のない地域で避難所を探しながら救護活動をする訓練の経験が生きました。日ごろの備えが重要だと改めて痛感しました。

日ごろの備え重要

柴会長　日本赤十字社さんの発災直後から早い時点での救護活動には、感服しているところです。日ごろの備えについても司法書士会の活動に通じるものがあると感じました。今後は、復興という段階に入っていきますが、私たち司法書士としても被災者の法的支援に関するニーズに応えていく必要があります。

今回の震災でも建物が倒壊する被害が多くありましたが、建物の相続登記の未了については、公費解体の申立ての段階で問題となりました。5月末には建物性を失ったと認められる建物については登記官が職権で滅失の手続きをすることで公費解体が可能というスキームが動き始めましたが、そのスキームで対応できない建物もありますので、被災者のニーズに合わせた相談対応の必要性は感じています。同時に、埼玉県内でも相続登記未了の土地・建物が多く存在しています。地震等の災害はいつ起こるか分かりませんから、仮に災害が発生した場合でも円滑な復興ができるように、相続登記の必要性の周知を進めていきたいと考えています。

森尾事務局長　日赤では救護班の活動は終了しましたが、義援金の受付は継続しています。埼玉県支部で受け付けた分になりますが、6月末現在で、約2000件、3億1千万円以上のご協力をいただいており、被災地の復興、被災者の生活再建を後押しする大きな力になることを願っています。この復興のスピードアップという面でも、今年の4月1日から義務化された相続登記の申請は重要なことだと思っています。

◆義務化による申請促進

柴会長　相続登記義務化のきっかけは、東日本大震災の復興の過程等において顕在化した所有者不明土地問題でした。土地等の所有者が死亡しても、相続登記の未了等を原因として、不動産登記簿から所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が存在し、復興の妨げとなりました。そのため、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みとして、相続登記の申請が義務化されました。義務化による効果は今後ということにはなりますが、相談も多くなっているので、相続登記の促進につながっていると感じています。

森尾事務局長　最近、日赤でも遺贈寄付、相続寄付のご相談をよく受けるようになりました。自分の財産を引き継ぐ人がいないから赤十字に寄付したいが、そのためにはどうすればいいか、どう遺言書を書けばいいか教えて欲しいというものです。

柴会長　少子高齢化や単身者世帯の増加に伴い、「終活」という言葉も多く聞かれるようになり、高齢者等の財産管理や遺産承継への関与等、市民の法律専門家へのニーズも高まっていると感じます。

しかしながら、事前の相続対策を講じる方はまだ少数派であるとも感じています。遺言書を書かずに死亡した場合、遺産は相続人間の話し合いである遺産分割協議で遺産の継承者を決めなければなりませんが、単身者の増加や権利意識の高まりにより、その話し合いが円満に解決しにくい事例が増加してきたと思います。

森尾事務局長　埼玉司法書士会さんとは、毎年、協働して「遺言・相続セミナー」を実施させていただいており感謝しています。その効果もあり、相談件数は着実に増えていて、昨年度は5件でしたが、今年度は既に4件いただいています。

柴会長　日本赤十字社さんと司法書士会の協働セミナーについては、東日本大震災時の相談活動における連携をきっかけに、宮城県から取り組みがスタートしました。埼玉では全国に先駆けて、自治体とも協働した形で実施しております。

森尾事務局長　昨年ご相談いただいた方の中に、10年以上、遺言書や死後事務に悩まれていた高齢の方がいて、我々がお話を伺ったうえで埼玉司法書士会さんにつないだケースがありました。後日その方からお電話があって、「やっと肩の荷が下りて安心した」と仰っていただきました。

大切な財産に関わることでありますし、その思いは人によって様々です。そこを親身に寄り添い、色々と相談に乗っていただける埼玉司法書士会の皆様は、とても心強い存在です。

柴会長　市民のニーズに応じて、遺産承継についての想いを実現するお手伝いについては、遺言書作成の支援がありますが、近年、財産管理などのご相談も増えています。

司法書士は、遺言で財産の引継ぎ先を決めるご相談だけでなく、任意後見制度等を活用した認知症対策などの相談にも応じることが可能です。また、身寄りのない高齢者からの、葬儀や火葬の担い手が不在であるといった死後事務分野の相談についても、司法書士が積極的に取り組んでいくべき課題であると考えています。

森尾事務局長　実は日本赤十字社は、先月、新一万円札の顔となった渋沢栄一翁にも資金面や運営面から活動を支えていただいていました。これからも「人間を救うのは、人間だ。」というスローガンのもとで、渋沢翁が生涯貫いたと言われている「忠恕の心」を大切に、赤十字活動を進めていきたいと思います。埼玉司法書士会さんには、引き続き、ご支援とご協力をお願いします。

柴会長　本日はありがとうございました。

これからも相互の協力を誓う森尾博之・日本赤十字社埼玉県支部事務局長と柴由之・埼玉司法書士会会長

令和6年4月1日から
相続登記の申請義務化が
始まりました。
ホームページはこちら
埼玉司法書士会

ご相談は司法書士へ
相談無料
埼玉司法書士会
総合相談センター
予約電話番号　受付時間　平日10時～16時
048-838-7472
浦和総合相談センター（埼玉県庁そば）
さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号 埼玉司法書士会館108号室
越谷総合相談センター（越谷市役所そば）
越谷市越ケ谷2丁目8番24号森田ビル202号室
県北総合相談センター（熊谷市役所そば）
【会場：熊谷市立商工会館】熊谷市宮町2丁目39番地
西部総合相談センター（川越駅西口徒歩5分）
【会場：ウェスタ川越】川越市新宿町1丁目17番地17
※詳細はお問合せください。